

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
浜松市中区元城町 103 - 2
浜 松 市 役 所
(財 務 部 調 達 課)
電話 053 - 457 - 2173

○入札公告 (1 件)

浜松市調達公告第 12 号 浜松市立小中学校空調設備整備事業

..... 1

公 告

浜松市調達公告第 12 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札（総合評価落札方式）を下記のとおり執行する。

平成 31 年 3 月 22 日

浜松市長 鈴木康友

1 担当部課

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 2-1 イーステージ浜松オフィス棟 6 階
浜松市役所学校教育部教育施設課
電話 053-457-2403 FAX 053-457-2404

2 競争入札に付する事項

(1) 事業名

浜松市立小中学校空調設備整備事業

(2) 事業場所

浜松市立西小学校ほか 79 校

(3) 事業概要

浜松市立小中学校空調設備整備事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき設計、施工、工事監理、市に対する所有権の移転、維持管理、移設、維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を実施する。

(4) 事業期間

事業契約締結日から平成 45 年 3 月 31 日まで

(5) 予定価格

予定価格は以下のとおりである。市の算定根拠は公表しない。

なお、消費税及び地方消費税を除いた金額を下表【】の左側、消費税及び地方消費税を含む金額を下表【】内に記載しており、下表の金額を超えないこと。

設計・施工サービス対価	4,081,473,000 円 【4,489,620,300 円】
維持管理サービス対価	675,210,000 円 【742,731,000 円】

なお、予定価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・施工業務に係る対価及び維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とする。また、予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた増減額は含まない。

3 競争入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の全体構成及び定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（以下に定義した企業）で構成されるグループとする。

構成企業	入札参加者を構成する法人で、特別目的会社（以下、「SPC」という）から業務を直接受託又は請負し、SPCに出資を行う者
協力企業	入札参加者を構成する法人で、SPCから業務を直接受託又は請負するが、SPCには出資を行わない者

イ 入札参加者は、設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、施工業務を行う企業（以下「施工企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）により構成されるものとする。なお、進捗管理や企業間の連絡調整等の業務を行う企業がSPCに出資し、入札参加者の一員（以下、「その他出資企業」という。）となることを妨げない。

ウ 入札参加者は、あらかじめ構成企業の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

エ 参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成企業及び協力企業について明らかにすることとする。

オ 入札参加者の構成企業又は協力企業が、「入札説明書 II・4」に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

加えて、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超え

る出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

カ 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業又は協力企業が、事業予定者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

キ 原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

ク 落札者となった入札参加者は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）構成企業及びその他出資企業の出資により会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立するものとする。このうち代表企業の出資比率は、出資者中最大とすること。

構成企業及び協力企業は、事業提案において各構成企業及び協力企業が受託又は請け負うこととなっている業務を、SPC から受託又は請け負うこととする。ただし、「空調設備等の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとする。

SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことを禁止する。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について、「入札説明書 IV・2」で示す浜松市立小中学校空調設備整備事業における PFI 専門委員会（以下「PFI 専門委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

① 入札参加者の共通参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

イ 参加資格確認基準日から入札説明書類（提案書）の提出締切日までの間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱による入札参加停止期

間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。

エ 直前 2 年間の国税又は地方税を滞納していないこと。

オ 浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体ではないこと。

カ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。

キ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。

ケ PFI 専門委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

コ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- ・株式会社 東畑建築事務所
- ・弁護士法人 関西法律特許事務所

サ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうち、全ての役員が次のいずれかに該当する者ではないこと。

(ア) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(イ) 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

(ウ) 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者。

② 業務を遂行する構成企業又は協力企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、入札参加者の構成企業又は協力企業が担当することとし、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとする。

ア 「空調設備等の設計業務」を行う者の要件

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、(ア)、(イ)の要件については全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は 1 者以上が該当すること。

- (ア) 本市の平成 31・32 年度入札参加登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、参加資格確認基準日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。
- (ウ) 平成 16 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

イ 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件
施工業務及び移設等業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は 1 人以上が該当すること。

- (ア) 本市の平成 31・32 年度入札参加登録業者名簿（建築工事 業種：管工事又は電気工事）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、参加資格確認基準日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (イ) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 資格者名簿の「管工事」にあつては、平成 16 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

ウ 「空調設備等の工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
なお、複数の企業で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

- (ア) 本市の平成 31・32 年度入札参加登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、参加資格確認基準日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係

がある者が有していること。

- (ウ) 平成 16 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計又は工事監理の実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

エ 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

- (ア) 本市の平成 31・32 年度入札参加登録業者名簿（業務委託・賃貸借）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、参加資格確認基準日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。
- (イ) 事業者が選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。
- (ウ) 平成 16 年度以降に、完成済みの教育施設とそれに類する施設を対象とする、空調に関する維持管理の実績を有していること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

オ 「上記以外の業務」を行う者の要件

- (ア) 本市の平成 31・32 年度入札参加資格登録業者名簿（業務委託・賃貸借）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、参加資格確認基準日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。

(3)業務の再委託又は下請けの要件

入札参加者の構成企業及び協力企業が、本事業の業務を再委託又は下請けさせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、事前に市の承諾を得るものとする。

「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」、「空調設備等の移設等業務」及び「空調設備等の維持管理業務」は、業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4)入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

ア 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業又は協力企業のうち、1 ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

イ 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする。（「参加資格確認基準日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業又は協力企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業又は協力企業を含む入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、市は一切責任を負わない。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）又は協力企業の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。

4 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものであるとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用することはない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が貸与する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 応募手続等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）及び関係書類の貸与

市は、入札公告と同時に、市ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、DVD により直接希望者に貸与するので、希望者は期日までに申込みを行い、市の指定する日時に下記の貸与場所に受け取りに来ること。各社1部のみとする。

ア 貸与書類

以下の書類を希望者に直接貸与する。

- (ア) 対象校・対象室図示図面
- (イ) 対象教室数一覧
- (ウ) 詳細提案校 一般図・CAD 図面

《以下、参考資料》

- (エ) 対象校別高圧単線結線図
- (オ) 対象校別契約電力・デマンド電力・使用電力量一覧表
(平成 29 年度の実績値)
- (カ) 対象校別契約電力・デマンド電力・使用電力量一覧表（個票）
(平成 29 年度の実績値)
- (キ) 対象校別点検時測定電流値一覧表（平成 29 年度の実績値）

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではない。

イ 対象者 本事業への参画を検討している事業者

ウ 申込方法 「参考図書の貸与申込書」（様式集 様式 1-7）及び「参考図書の貸与誓約書」（様式集 様式 1-8）に、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「参考図書の貸与申込書（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

エ 申込み先 「Ⅷ・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

オ 申込期限 平成 31 年 4 月 3 日（水）午後 5 時まで

カ 貸与場所 浜松市教育委員会教育施設課

キ 返却場所 同上

ク 留意事項 書類の受渡しは 4 月 8 日（月）までの指定日に手渡しで行う。なお、市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却することとする。貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄することとする。書類は 5 月 10 日（金）午後 5 時までに返却することとする。

(2)入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

ア 提出期間 平成 31 年 3 月 27 日（水）～平成 31 年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで

イ 提出方法 持参により提出すること。なお、表には「浜松市立小中学校空調設備整備事業に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出先 「入札説明書 VIII・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

(3)資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行うこととする。

市は、資格審査を行った結果を平成 31 年 5 月 24 日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4)入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱うこととする。

ア 事業提案書等の提出方法

(ア) 提出日 平成 31 年 6 月 28 日（金）

(イ) 提出方法 持参により提出すること。

なお、表には「浜松市立小中学校空調設備整備事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

(ウ) 提出先 「VIII・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

イ 入札価格の確認（入札書受付日）

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

(ア) 確認日時 平成 31 年 6 月 28 日（金） 予定 ※時間は別途指示

(イ) 確認場所 浜松市役所 浜松市教育委員会教育施設課

(ウ) 持参書類 入札書等

なお、入札書等の作成方法については、様式集に従うこと。

(5)入札にあたっての留意事項

ア 一般的注意事項

- ・入札書等は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参すること。
- ・入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・入札には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。
なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式 4-2）を併せて持参すること。
- ・入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札参加表明書等提出後、入札価格の確認時（入札書受付日）までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ・入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・入札者が談合した入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・電送及び電話による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

入札保証金は免除する。

② 契約保証金

ア 契約保証金として、以下の(ア)及び(イ)の合計金額を本契約締結時に納付すること。

(ア) 設備整備費相当額（別紙3「設計・施工サービス対価」）の10%以上

(イ) 一事業年度の維持管理費相当額（別紙3「維持管理サービス対価」）の10%以上

イ 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。

(ア) 契約保証金が免除される場合

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること。）
- ・SPCを被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定すること。）

(イ) 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- ・保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の70%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要する。）
- ・設計・施工業務又は維持管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

ウ 上記ア(ア)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還する。

エ 上記ア(イ)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。

オ 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記アに規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

(2) 保険

事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。なお、事業者提案書類において要件以上の提案をした場合には、事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

① 施工期間

ア 設備工事保険

- ・ 保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 被保険者 SPC 及び SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 保険の対象 空調設備等の施工工事
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、空調設備等の各引渡し予定日を終期とする。
- ・ 保険金額 施工工事費
- ・ 補償する損害 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ その他 市を追加被保険者とすること。

イ 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 被保険者 SPC 及び SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、空調設備等の各引渡し予定日を終期とする。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ 補償する損害 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ その他 市を追加被保険者とすること。

② 維持管理期間

ア 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備等の維持管理業務の委託を受けた者
- ・ 被保険者 市、SPC 及び SPC から空調設備等の維持管理業務の委託を受けた者
- ・ 保険の対象 業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・ 保険期間 維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・ その他 市を追加被保険者とすること。

③ 留意事項

- ア 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。
- イ 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- ウ 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結
本事業の契約は、仮契約締結後、浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立する。
- (5) 入札参加資格の登録がされていない者でこの入札に参加しようとする者の入札参加資格審査申請等の交付及び申請場所
- ア 資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、浜松市役所財務部調達課において無償で交付する。
- イ 申請場所
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2173
- (6) 言語及び通貨
この契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) その他
この調達は、WTO 政府調達契約の適用を受けるものである。
詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Name and Quantity of Services or Goods:
Installation of air conditioner in the classroom of primary and junior high school (Implementation of Design, Construction, Maintenance, under Act on Promotion of Private Finance Initiative (BTO scheme))
- (2) Deadline for the submission of bidder qualification confirmation application form and relevant documents:
5:00p.m., 13 May, 2019
- (3) Deadline for the submission of bidding documents and proposal documents:
28 June, 2019
- (4) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:
Education Facilities Division , Hamamatsu City
Hamamatsu city Naka Ward central 1-chome 2-1 430-0929
Telephone: 053-457-2403